

市からのお知らせ

高梁市奨学生募集

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

応募資格

- ①市内に本籍を有する人、または引き続き5年住所を有する高校生および大学などに在学する学生
- ②品行方正で学業成績優秀な人
- ③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人

受付期間

4月2日(月)～4月27日(金)

応募方法

奨学金借入申請書に次の書類を添えて教育総務課に提出してください。

- 学校長の推薦書(新1年生は出身校、そのほかの学年は在学校の推薦)
- 住民票
- 入学許可証の写し、または在学証明書
- 同一生計世帯員の平成29年の源泉徴収票および確定申告をした人は確定申告書の写し

貸付月額

(月額/無利子)

軽自動車・小型特殊自動車などの課税について

軽自動車税は毎年4月1日現在に所有している車両に対して年税額で課税されます。

高梁市ナンバーの原動機付自転車や小型特殊自動車などの登録・廃車・名義変更などは、税務課、各地域局または各地域市民センターで手続きを行ってください。

ナンバープレートに関する注意

○ナンバープレートが盗難・紛失などで手元にない場合は、税務課までご連絡ください。(ナンバープレートを返納せずに廃車する場合は、申立書の提出と市の現地確認が必要です)

○車両を買い替えた場合、前の車両のナンバープレートをそのまま付け替えて使用することはできません。廃車手続きと、新しい車両の登録手続きをそれぞれ行ってください。

○ナンバープレートの交付を受けていても、道路運送車両の保安基準に適合していない車両は公道走行できない場合があります。

小型特殊自動車の申告について

乗用装置のある農耕作業用車両や

市からのお知らせ

「松山踊り」県指定重要無形民俗文化財に

2月に開催された県教育委員会において、「松山踊り」が岡山県指定重要無形民俗文化財に指定されました。

松山踊りは、備中松山城の城下町で踊られた「地踊り」、武士の間で踊られた「仕組踊り」、旧川上、上房郡内に伝わっていた「ヤトサ」という3つの踊りで構成されており、現在も城下町で踊り続けられています。



問 社会教育課 ☎(21)1516

重大な消防法令違反が確認された建物の公表

平成30年度から、重大な消防法令違反が確認された市内の建物の名称、住所、違反内容を、市消防本部ホームページに公表する制度が始まります。この制度は、建物の利用者がその利用について判断できるようにすることで、火災被害を軽減させることが目的です。

公表の対象となる建物は、不特定の人が利用する飲食店、旅館、物品販売店のほか、自力で避難することが難しい人が利用する病院、福祉施設などです。これらの建物において、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備のいずれかの設置義務があるにもかかわらず全く設置されていない場合に公表の対象となります。

建物の用途変更、テナントの入れ替わり、増改築、建物同士を接続させるような工事を行うことで消防法令違反となってしまう場合がありますので、建物を所有している人、または管理している人は注意してください。建物の用途変更や工事をするときは事前にご相談ください。

問 消防本部予防課 ☎(21)0121

固定資産税に係る

土地・家屋価格等の縦覧

期間 4月2日(月)～5月1日(火)
(閉庁日を除く)午前8時30分～午後5時15分

場所

税務課、各地域局
縦覧できる人 固定資産税(土地または家屋)の納税者とその同居の親族、納税管理人など

必要なもの 運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

※平成30年度は評価替えの年度となります。固定資産税算定の基礎となる土地・家屋の評価額などは、4月中旬に送付する納税通知書でも確認できます。

問 税務課 ☎(21)0216

国民年金任意加入制度

厚生年金(共済組合)に加入していない場合で、60歳までに老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしていない、または40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない人は、60歳以降でも申し出があった月以降任意加入することができ、過去にさかのぼってまとめて納入することはできません。

問 総合戦略課 ☎(21)0208

市からのお知らせ

軽自動車・小型特殊自動車などの課税について

軽自動車税は毎年4月1日現在に所有している車両に対して年税額で課税されます。

高梁市ナンバーの原動機付自転車や小型特殊自動車などの登録・廃車・名義変更などは、税務課、各地域局または各地域市民センターで手続きを行ってください。

ナンバープレートに関する注意

○ナンバープレートが盗難・紛失などで手元にない場合は、税務課までご連絡ください。(ナンバープレートを返納せずに廃車する場合は、申立書の提出と市の現地確認が必要

○車両を買い替えた場合、前の車両のナンバープレートをそのまま付け替えて使用することはできません。廃車手続きと、新しい車両の登録手続きをそれぞれ行ってください。

○ナンバープレートの交付を受けていても、道路運送車両の保安基準に適合していない車両は公道走行できない場合があります。

小型特殊自動車の申告について

乗用装置のある農耕作業用車両や

	農耕作業用車両(乗用)	その他の小型特殊自動車
長さ	制限なし	4.7m以下
幅	制限なし	1.7m以下
高さ	制限なし	2.8m以下
最高速度	35Km/h未滿	15Km/h以下
総排気量	制限なし	制限なし
主な種類	・トラクター ・コンバイン ・田植機など	・フォークリフト ・運搬車 ・タイヤローラーなど
年税額	2400円	5900円

その他の小型特殊自動車には軽自動車税が課税されます。公道を走行できない(田畑でしか使用しない)農耕用車両も課税対象となります。

これらの車両を取得、または現在所有している車両にナンバープレートが付いていない場合は、軽自動車税の申告手続きをしてください。

◎次の車両は高梁市で登録・廃車などの手続きができません。各担当事務所へお問い合わせください。

- 軽自動車 軽自動車検査協会岡山事務所 ☎050・3816・3084
- 軽二輪車・二輪小型自動車 中国運輸局岡山運輸支局 ☎050・5540・2072

問 税務課 ☎(21)0214